

# 地域包括支援センター運営業務等委託に係る募集要項

## 第1 募集概要

### 1 委託件名

地域包括支援センター運営業務等委託

### 2 目的

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定に基づき福岡市（以下「市」という。）が設置する福岡市地域包括支援センター（愛称『いきいきセンターふくおか』、以下「センター」という。）において、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護などに関する相談を受け、その人の身体状況に応じたアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう必要な支援を包括的かつ継続的に行うこととする目的とします。

### 3 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

注1) 令和10年度以降は、前年度の業務の履行状況が良好な場合に限り、令和9年度を含め6年を限度に、当該契約の相手方と随意契約を行います。

注2) 次に該当する場合、「福岡市地域包括支援センター運営協議会」（以下「運営協議会」という。）に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。その場合であっても、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎなどを行う必要があります。

- ・法令や要綱等を遵守しない場合
- ・適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、市の是正指示に従わない場合
- ・その他、市及び運営協議会が必要と認める場合

### 4 地域包括支援センターの概要

#### (1) 募集センター

計 57センター

【別紙1】地域包括支援センター担当圏域図 を参照のこと。

（東区11センター、博多区8センター、中央区5センター、

南区11センター、城南区5センター、早良区9センター、西区8センター）

注1) 東第1及び西第5については支所を設置します。

注2) 複数センターの応募も可能です。

## (2) センターの所管地域及び職員定数

【別紙2】地域包括支援センター所管地域・職員定数等 を参照のこと。

注1) 職員定数は人口変動に応じて変更になる場合があります。

## 5 業務内容等

別紙「地域包括支援センター運営業務等委託仕様書（案）」のとおり。

注1) 仕様書に記載の内容は、令和8年2月時点での予定している内容です。法令等の変更などにより変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

注2) 仕様書に記載の委託業務のほかに、法第115条の22の規定に基づき、当該施設において指定介護予防支援事業者の指定を受け、指定介護予防支援を行ってください。

### <参考法令、要綱、手引き等>

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・福岡市介護保険条例（平成12年条例第44号）
- ・福岡市介護保険条例施行規則（平成12年規則第97号）
- ・地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局：令和7年7月17日一部改正）
- ・地域支援事業の実施について（厚生労働省老健局：令和7年7月17日一部改正）
- ・福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成26年条例第28号）
- ・福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例施行規則（平成26年規則第58号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月厚生労働省老健局）
- ・地域包括支援センター運営マニュアル4訂（令和7年10月）（一般財団法人長寿社会開発センター）
- ・令和7年度福岡県主任介護支援専門員研修に係る受講基準
- ・地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業費交付金の算定方法について（平成28年11月29日付け老振発1129第2号）
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第8号）
- ・福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年規則第51号）
- ・福岡市契約事務規則（昭和39年規則第16号）

## 6 設置場所等

### (1) センターの設置場所について

受託者が、市が指定する担当圏域内において、高齢者のための総合相談窓口という趣旨を踏まえ、交通の利便性がよく、わかりやすく、訪問しやすい場所に設置すること。また、エレベーターや手すりの有無など、バリアフリーに十分配慮した場所や設備とすること。また、場所の選定にあたっては事前に市と十分に協議を行うこと。

なお、公正かつ中立なセンター運営を確保するため、法人事務所、法人が運営する病院や介護サービス事業所等の施設内への設置及び併設は認めていません。ただし、法人が所有する建物で、法人名等が来所者にわかる形で表示されていないなど、公正・中立性が担保されると判断される場合は、事前に協議の上認めることができます。

### (2) センターの広さについて

執務スペース及び相談スペース兼会議テーブルが配置できる程度の広さを確保すること。相談スペースについては、相談者が気軽に相談でき、かつプライバシーにも配慮するとともに、会議等にも使用できるような広さ（6～8人程度）を確保すること。

なお、今後の制度改革や人員増の可能性等にも対応できるよう、余裕のあるスペースを確保すること。

### (3) 保管庫等について

センターは個人情報を取り扱うことを踏まえ、施錠できる保管庫等を設置すること。

### (4) 看板・のぼりについて

センターの事務所のわかりやすい場所（屋外）に看板及びのぼりを設置するスペースを確保すること。

なお、今回の公募結果を受けて事業者及びセンターの設置場所が変更となる場合の看板の製作及び設置に係る費用は市負担とします。また、のぼりについては市から貸与します。

### (5) 駐車場について

事務所の前面、もしくは近隣に無料の駐車場を確保すること。

### (6) その他

事務所や設備類に係る契約等に市は一切関与しないものとし、当該契約に係る事故等に対して一切の責任を負わないこととします。

また、センターの設置に要する経費については、受託者の負担とします。

注 1) 博多第5については、市所有の施設（博多区諸岡2丁目5-5）を活用してください。

注 2) その他、一部のセンターについては、市から設置場所について指定する場合があります。その場合は、当該センターの受託者と個別に協議を行います。

## 7 開設日時等

開設日時：月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

### 注1) 土曜日の体制について

土曜日の体制については、職員2人以上の配置とします。

なお、配置する職員のうち1人は、三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）又は生活支援・介護予防推進員（以下「推進員」という。）のいずれかとし、それ以外の職員については、職種を問いません。

### 注2) 休日・夜間等の相談体制について

センターが開設されていない時間帯での対応については、原則電話のみとします。

なお、当該業務については、下記ア及びイの時間帯は、センター運営を受託する法人の中から受託者を選定した上で別途契約を締結することとし、ウについては、市の専用の連絡先を案内します。

ア 休日（日・祝日）及び年末年始	午前9時から午後9時まで
イ 夜間（月～土曜日）	午後5時から午後9時まで
ウ 夜間～翌朝（毎日）	午後9時から翌日午前9時まで

## 8 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、第1号介護予防支援事業に係る業務、及び別途実施する指定介護予防支援に係る業務については、その一部を指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に委託することができます。

## 第2 応募

### 1 応募資格

下記の要件を満たす法人であること。

- (1) 医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人のいずれかの者であること。
- (2) 法第115条の22第2項の規定に該当しない者であること（指定介護予防支援事業者としての基準）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この募集の公示日から受託候補者決定の日（受託候補者がなかったときは、この公募の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている

期間がある者でないこと。

※措置要領が掲載されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/  
keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (5) この募集の公示日から受託候補者決定の日（受託候補者がなかったときは、この公募の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 次に掲げるものを滞納していない者であること。
- ①法人税
  - ②消費税及び地方消費税
  - ③地方税
- (7) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 福岡市内に主たる事務所又は事業所等の拠点を有する法人であること。
- (9) 法人又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
- ①暴力団員が事業主又は役員に就任していること
  - ②暴力団員が実質的に運営していること
  - ③暴力団であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
  - ④契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
  - ⑤暴力団又は暴力団員に対して、経済上の利益又は便宜を供与していること
  - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- (10) 令和8年3月2日（月）に開催する「福岡市地域包括支援センター運営法人募集説明会（以下「運営法人募集説明会」という。）」に参加していること。
- 注1） なお、受託候補者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

## 2 スケジュール

(1)公募開始	令和8年2月13日(金)
(2)運営法人募集説明会参加申込書 【様式1】提出締切	令和8年2月26日(木) 17時まで
(3)運営法人募集説明会	令和8年3月2日(月) 14時から
(4)質問受付期間	令和8年3月2日(月)説明会終了後から 令和8年3月6日(金) 17時まで

(5)質問への回答	令和8年3月13日(金)(予定)
(6)地域包括支援センター運営業務等受託申込書【応募様式1】提出締切	令和8年3月19日(木)17時まで
(7)応募書類提出期間 ※【応募様式1】を除く	令和8年3月19日(木)から 令和8年4月13日(月)17時まで
(8)応募辞退期限	令和8年4月13日(月)17時まで
(9)一次審査	<p>&lt;審査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月14日(火)～17日(金)(予定)</li> <li>・書類による応募資格審査を行います。</li> </ul> <p>&lt;審査結果通知等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月23日(木)(予定)</li> <li>・一次審査結果の通知(応募者すべて)</li> <li>・二次審査日時の案内(一次審査通過者のみ)</li> </ul>
(10)二次審査	<p>&lt;審査&gt; ヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年5月中旬～下旬(予定)</li> <li>・書類及びヒアリングにより、受託候補者の選定に係る審査を行います。</li> </ul> <p>&lt;審査結果通知&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年6月中旬(予定)</li> <li>・二次審査対象者すべてに通知します。</li> </ul>
(11)担当センターの調整	<p>令和8年6月(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次審査において選定された受託候補者が希望するセンターを踏まえ、担当していただくセンターを調整します。</li> </ul>
(12)受託候補者(担当センター含む) の決定	令和8年7月(予定)

### 3 運営法人募集説明会

#### (1) 日時

令和8年3月2日(月) 14時から(1時間程度を予定)

#### (2) 会場

福岡市役所15階 研修室

住所：福岡市中央区天神1-8-1

#### (3) 出席にあたっての留意事項

- ① 説明会に出席していない法人については、原則として応募を認めません。
- ② 出席者は1法人2名以内でお願いします。
- ③ 説明会にご出席の際は、お手数ですが、本募集要項ほか資料一式をご持参いただきますようお願いします。

④ 説明会に関する提出物について

ア 運営法人募集説明会参加申込書【様式1】

(対象者) 運営法人募集への応募を希望する法人

(提出期限・方法) 令和8年2月26日(木) 17時までに、本募集要項「第7事務局(問い合わせ・書類提出先)」宛に電子メール又はFAXで送付し、提出した旨を電話連絡してください。

イ 運営法人募集説明会参加票【様式2】

(対象者) 説明会への参加法人

(提出期限・方法) 説明会当日にご持参ください。

## 4 質問

(1) 提出書類

質問票【様式3】

(2) 提出期限・方法

令和8年3月6日(金) 17時までに、本募集要項「第7問い合わせ・書類提出先」宛に電子メール又はFAXで送付し、提出した旨を電話連絡してください。

(3) 回答

回答は、令和8年3月13日(金)まで(予定)に、福岡市ホームページ内の下記に掲載します。

[回答の掲載場所]

福岡市ホームページ > 創業・産業・ビジネス > 入札・契約・公募

> 各所管課が公募する競争入札、提案競技等 > 質問と回答

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html#002>

## 5 応募手続き等

(1) 応募申込受付

① 提出期限・方法

令和8年3月19日(木) 17時までに、本募集要項「第7問い合わせ・書類提出先」宛に電子メール又はFAXで送付し、提出した旨を電話連絡してください。

② 提出書類

ア 地域包括支援センター運営業務等受託申込書【応募様式1】

③ 提出部数

1部

(2) 応募書類受付

① 提出期間・方法

令和8年3月19日(木)から令和8年4月13日(月) 17時までの間に、本募集要項「第7問い合わせ・書類提出先」宛に郵送(必着)又は持参してください。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

② 提出書類

下記イ～ノまでの書類を提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの募集の公示日又は応募書類提出期限日が含まれている者にあっては、才及びツ～トの提出を免除します。

イ 法人の概要【応募様式2】

ウ 役員名簿【応募様式3】

注1) 代表者及び役員（才の委任状を提出する場合は代理人を含む。）の、  
氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2) 他の法人・団体の役員を兼任している者については、兼任している法  
人・団体の名称及び役職を併記すること。

注3) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県  
警察本部へ照会することに使用する。

注4) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社  
の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合等の理事をいう。（監  
査役、監事、事務局長は含まない。）

エ 申立書【応募様式4】

オ 委任状【応募様式5】

注1) この公募の案件に係る本市との取引を代理人（法人が設置する事業所  
の責任者等）に行わせる場合に作成して提出すること。

カ 介護サービス等の実績【応募様式6】

キ 地域包括支援センター運営にあたっての基本的な考え方【応募様式7】

ク 業務の活動方針【応募様式8】

ケ 地域包括ケアを推進していくための取組み【応募様式9】

コ 職員の採用・労務管理等【応募様式10】

サ 職員の人材育成【応募様式11】

シ 公正・中立な業務を確保するための取組み【応募様式12】

ス 担当する地域包括支援センターの希望【応募様式13】

セ 個人情報保護の取組みと苦情解決体制【応募様式14】

ソ 情報の収集と共有【応募様式15】

タ その他（提案等自由記入様式）【応募様式16】

チ 定款又は寄附行為等【資料1】

ツ 登記事項証明書【資料2】

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明  
書でも可）。

注2) 提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

テ 市町村税を滞納していないことの証明書【資料3】

注1) 福岡市内に主たる事務所又は事業所等を有する者については、福岡市  
発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納  
がないことの証明」がなされているものを提出すること。

- 注 2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
- 注 3) 提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
- ト 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」を滞納していないことの証明書

【資料4】

- 注 1) 主たる事務所所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
- 注 2) 提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
- ナ 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録（直近3年分）
- 【資料5】
- ニ 収支決算書（令和4～6年度分）、収支予算書（令和5～7年度分）【資料6】
- ヌ 事業報告書（令和4～6年度分）、事業計画書（令和5～7年度分）【資料7】
- ネ 組織図【資料8】
- ノ 法人の概要がわかるパンフレット（既存のものがある場合のみ）【資料9】

③ 提出部数

- イ及びカ～タ 正本1部、副本7部  
ウ～オ及びチ～ノ 正本1部

④ その他

- ア 追加書類の提出を求める場合があります。
- イ 受託することが決定した者は、法第115条の46第3項に基づく届出（センタ一設置届）及び法第115条の22第1項に基づく申請（指定介護予防支援事業所指定申請書）を提出する必要があります。

(3) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、令和8年4月13日(月) 17時までに、辞退届（様式任意）を提出してください。

### 第3 受託候補者の選定

#### 1 選定について

受託候補者の選定にあたっては、運営協議会に「福岡市地域包括支援センター運営法人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、「2 選定の方法」に基づく審査を行います。

#### 2 選定の方法

##### (1) 一次審査

- ア 「第2 1 応募資格」に掲げる(1)から(10)の資格要件に基づき、提出された応募書類等について応募資格を満たしているか否かを審査します。1項目でも要件を満たさない場合、二次審査の対象としません。
- イ 一次審査の結果は、応募者すべてに通知するとともに、一次審査通過者には二次

審査日時を案内します。(令和8年4月23日(木)予定)

(2) 二次審査

ア 選定委員会において、書類審査及びヒアリングを実施し、評価表に基づき、受託候補者の選定に係る審査を行います。

イ ヒアリング日時：令和8年5月中旬～下旬（予定）

日時等詳細は、一次審査通過者に別途通知します。

ウ ヒアリングは、プレゼンテーション15分、質疑応答10分程度とします。

エ プrezentationは、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する方など、内容の説明ができる方が行ってください。

**【評価表】**

	評価項目	参考資料	配点
センター運営 に関する事項 (35)	<p>◆法人の運営姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営にあたっての基本的な考え方</li> </ul> <p>◆地域包括支援センターを運営するにあたっての体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の採用・労務管理等</li> <li>・職員の人材育成</li> <li>・公正・中立な業務を確保するための取組み</li> <li>・個人情報保護の取組みと苦情解決体制</li> </ul> <p>◆財務状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録</li> <li>・収支計算書、収支予算書</li> </ul>	応募様式7 応募様式10 応募様式11 応募様式12、14 資料5、6	10 5 5 10 5
事業の実施 に関する事項 (65)	<p>◆下記の各業務について、国が示す取組みの考え方も踏まえた活動方針を具体的に持っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 総合相談支援事業に係る業務</li> <li>2 権利擁護事業に係る業務</li> <li>3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に係る業務</li> <li>4 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）に係る業務、一般介護予防事業に係る業務</li> <li>5 生活支援体制整備事業に係る業務</li> <li>6 地域ケア会議推進事業に係る業務</li> <li>7 指定介護予防支援（事業所の指定を受け別途実施）</li> </ul> <p>◆地域包括ケアを推進していくための取組み</p> <p>◆情報の収集と共有</p>	応募様式8 応募様式8 応募様式8 応募様式8 応募様式8 応募様式8 応募様式8 応募様式9 応募様式15	10 10 10 10 5 5 5 5 5
	小計		100
その他（加点） (10)	◆提案等	応募様式16	10
	合計		110

### 3 審査結果の通知

二次審査の結果は、二次審査対象者すべてに通知します。（令和8年6月中旬予定）  
なお、審査に関する質問には回答しません。

### 4 担当センターの調整及び受託候補者（担当センター含む）の決定

二次審査の結果、受託候補者となった法人と市の間で担当センターの調整を行い、受託候補者へ、仮決定通知書（担当センター含む）を送付します。

#### <留意事項>

担当センターは、【応募様式13】にて提出していただく希望、及び地域における相談支援体制の安定などを考慮し調整します。

調整の過程で、受託候補者の皆さまへは、圏域の選定についてご協力をお願いすることになると想定しております。あらかじめご了承ください。

担当センターの調整につきましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

## 第4 受託候補者選定後から受託者の決定等までの流れ

### 1 受託者の決定及び公表

受託者の決定については、受託候補者に仮決定通知書と一緒に交付する誓約書の提出を受けて、市が行います。

誓約書提出後の受託の辞退は原則認めません。また、受託の辞退により市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

なお、受託者の決定を含む、選定結果の概要については、福岡市ホームページへの掲載等により公表します。

### 2 業務の引き継ぎ等

令和9年4月1日から円滑かつ支障なく業務が開始できるようにするため、令和8年度中に、業務の引き継ぎや準備、事業計画書の作成、研修への参加など（以下「引き継ぎ等」という。）を行っていただきます。受託者は、速やかにセンターの開設準備に着手し、遅くとも令和9年2月以降は、現在のセンターからの業務引き継ぎに対応できる体制を整えてください。

また、指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業に係る業務の引き継ぎについても、令和9年4月1日から介護予防サービス計画の作成に係る一連の手続きが開始できるよう、現在のセンターと調整を行い、実施できるよう体制を整えてください。

なお、引き継ぎ等のために支出した費用については受託者の負担とし、受託者の事情により業務の実施ができなくなった場合においても市は保証しません。

### 3 受託者との協議・契約

誓約書の提出後、受託者と細目を協議し、令和9年度当初予算案が市議会で議決され

た後、福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号）による所定の手続きを経て、委託契約を締結します。

なお、契約締結については、令和9年4月1日を予定しています。

## 第5 委託料等について

### 1 地域包括支援センター運営業務等（第1号介護予防支援事業に係る業務委託料を除く）に係る委託料

#### （1）概算額

令和7年度の契約実績に基づく、業務委託料（概算額）は下記のとおりです。

- ア 三職種3名+推進員1名の計4名  
約3,500万円/センター・年間
- イ 三職種4名+推進員1名の計5名  
約4,000万円/センター・年間
- ウ 三職種5名+推進員1名の計6名  
約4,600万円/センター・年間
- エ 三職種6名+推進員1名の計7名  
約5,300万円/センター・年間

#### （2）委託料に含まれる主な費用項目

- ア 三職種及び推進員に係る人件費

- ①給与
  - ②職員手当等（期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、福祉手当）
  - ③共済費（厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、健康保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料、職員健康管理費）

- イ 事務職員に係る人件費

- ①給与
  - ②通勤手当
  - ③共済費（厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、健康保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料、職員健康管理費）

- ウ その他

事務所借り上げ料（駐車場を含む）、光熱水費、備品・消耗品費、車両リース料、交通費、通信費、OA機器リース料、研修経費など事業実施やセンター運営に要する費用

#### （3）その他

- ア 東第1センター及び西第5センターについては、支所の設置・運営に関する経費を別途積算します。
- イ 委託契約に関する消費税及び地方消費税については、消費税法等に基づき非課

税です。

ウ (1)で示した概算額は、あくまでも令和8年2月時点での目安となる額です。令和9年度当初予算の編成過程で変更になる場合がありますので、ご留意ください。

#### (4) 委託料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに受託者からの請求により支払います。支払いの時期、額、方法は契約にて定めます。なお、令和7年度は四半期ごとの前払いとなっています。

### 2 第1号介護予防支援事業に係る委託料

第1号介護予防支援事業に係る委託料については、介護予防ケアマネジメント費が福岡県国民健康保険団体連合会を経由して支払われます。

### 3 その他

専ら包括的支援事業に係る業務に使用するパソコンを、各センターの配置職員数に応じて設置します。なお、設置、リース、保守費用及び回線使用料は市が負担します。

## 第6 その他

### 1 提出書類の取扱い等

- (1) 提出後の応募書類等の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出していただいた応募書類等は返却しません。提出いただいた資料は、契約に至った場合に使用するほかは、審査以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、審査にあたり必要に応じて複製します。
- (4) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (5) 応募書類等の提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全部又は一部を公開するものとします。

### 2 失格要件

条件を満たさない応募の場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員会委員に対する不正な行為が認められた場合、又は必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

### 3 添付資料

- (1) 地域包括支援センター運営業務等委託仕様書（案）
- (2) 参考資料

【別紙1】地域包括支援センター担当図

## 【別紙2】地域包括支援センター所管地域・職員定数等

### (3) 運営法人募集説明会等様式

【様式1】運営法人募集説明会参加申込書

【様式2】運営法人募集説明会参加票

【様式3】質問票

### (4) 応募書類

【応募様式1】地域包括支援センター運営業務等受託申込書

【応募様式2】法人の概要

【応募様式3】役員名簿

【応募様式4】申立書

【応募様式5】委任状

【応募様式6】介護サービス等の実績

【応募様式7】地域包括支援センター運営にあたっての基本的な考え方

【応募様式8】業務の活動方針

【応募様式9】地域包括ケアを推進していくための取組み

【応募様式10】職員の採用・労務管理等

【応募様式11】職員の人材育成

【応募様式12】公正・中立な業務を確保するための取組み

【応募様式13】担当する地域包括支援センターの希望

【応募様式14】個人情報保護の取組みと苦情解決体制

【応募様式15】情報の収集と共有

【応募様式16】その他（提案等自由記入様式）

## 第7 事務局（問い合わせ・書類提出先）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課 担当：紫垣、山代、帳

電話：092-711-4373 FAX：092-733-5914

電子メール：care.PWB@city.fukuoka.lg.jp